

有限会社くらら ショートステイ いえじ

指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業

運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社くららが開設する、ショートステイいえじ（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイ いえじ
- 二 所在地 高崎市井野町字天水1038番1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は別表1のとおりとする。

(利用定員)

第5条 利用定員は20名(2ユニット)とする。

Aユニット10名 Bユニット10名

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 各種相談に対する指導及び援助
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当

該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証

及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に定める費用につき、当該費用に関し利用者及び家族の同意を得た時には、利用者から次の費用の実費相当の額の支払を受けるものとする。

①食費

②滞在費

③送迎に関する費用

④その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担する事が適当と認められるもの。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 前項の費用の額を変更した場合は、利用者及び家族に対して当該変更した額について文書で説明し、新たに同意を得なくてはならない。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、高崎市・旧箕郷町・旧群馬町・前橋市・玉村町（高崎市は旧倉淵村、旧新町、旧榛名町は除き、前橋市は元総社町、鳥羽町、石倉町、新前橋、南町、古市町、江田町、小相木町、六供町、朝日が丘町、光が丘町、箱田町、後家町、上新田町、下新田町、大利根町、稲荷新田町、川曲町のみとする）

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 利用者は、施設を利用するにあたっては、従業者の指導による日課を励行して共同使用の秩序を保ち、相互の親睦を深めなくてはならない。
- 三 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

2 その他施設の利用にあたっての留意事項は、管理者が別に定める。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、毎年4月及び10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 : 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 : 年5回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとし、指針の作成及び委員会の設置を行う。

(事業継続計画)

第14条

- 1 感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずることとする。
- 2 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することとする。
- 3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(感染症対策)

第15条

- 1 感染対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者へ周知することとする。
- 2 感染対策のための指針を整備し、平常時の対策及び発生時の対応を規定するものとする。
- 3 感染対策のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。



## 附 則

この運営規程は平成 25 年 12 月 1 日から適用する。

この運営規程は平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

この運営規程は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この運営規程は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この運営規程は平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

この運営規定は平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

この運営規定は令和元年 10 月 1 日から適用する。

この運営規定は令和 5 年 11 月 1 日から適用する。

この運営規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

職 種	職務の内容	員数
管理者	従業員の管理及び業務の実施状況の把握と管理を一元的に行なう。	1 名 常勤兼務
医師	利用者の病状及び心身の状況に応じて、少なくとも週に 1 回は診察を行い、日常的な医学的対応を行なう。	1 名 非常勤専従
生活相談員	利用者の介護支援専門員からの居宅サービス計画に基づき、目標達成の為に具体的内容を定めた短期入所生活介護計画を作成する。  また利用者及び家族からの相談に応じ、必要な助言や指導、調整を行なう。	1 名以上
機能訓練指導員	利用者に必要な機能訓練を計画的に行なう。	1 名以上
介護職員	短期入所生活介護計画等により、必要な介護業務を行なう。	8 名以上
調理員 栄養士	栄養士の指示の下で、利用者に提供する食事を調理する。	1 名以上 非常勤専従